



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ クーリングオフ、って何？ ～

3,000円以上の商品を訪問販売や電話勧誘販売などで不意に誘われて契約してしまったことはありませんか。

この場合は『クーリングオフ（契約解除通知）』をハガキで申し出ることにより、無条件で契約を解除できます（書き方は右下参照）。

<消費生活相談窓口>

● 役場消費生活相談窓口

（役場町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

● たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守！！

【ひとことアドバイス】

◇訪問販売や電話勧誘販売は8日間、連鎖販売取引は20日間など、取引の形態によってクーリングオフができる期間は違います。

◇ハガキ（裏表両面）のコピーをとり、控えを残しましょう。

◇証拠を残すために、郵便局で簡易書留（300円＋切手代）か特定記録郵便（160円＋切手代）を使用しましょう。

（裏）

契約解除通知書

契約日 ○年○月○日 _____

販売業者 ○会社 _____

販売業者住所 _____

担当者 _____

契約内容 _____

契約金額 円 _____

上記契約の解除を申し出ます。

（既払金〇〇円を返還請求します）
（商品の引き取りをお願いします）

○年○月○日

（表）

〒□□□-□□□□

（切手）

販売業者 住所 _____

販売業者 代表者名 _____

住所 _____

氏名 _____

こんなとき、どうする？

